

〒222-0033

横浜市港北区新横浜2丁目4番1号

日本生命新横浜ビル7階

令和6年6月10日

ランドマーク税理士法人

様

「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」の送付について

税務行政につきましては、日ごろからご協力をいただき誠にありがとうございます。

「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」を送付しますので、相続人 様、

様、 様及び 様への交付をお願いいたします。

連絡先	担当者	藤沢税務署
	電話番号	0466-22- (内線:)

(納税地)	
(氏名・法人名)	殿

第 号
令和 6 年 6 月 10 日

藤 沢 税務署長
財務事務官



更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
相続税	相続開始年月日 令和 年 月 日 (被相続人 様に係る分)	以下余白
	以下余白	

備考	相続税については、「更正決定等をすべきと認められない課税期間等」欄に相続開始年月日及び被相続人氏名を記載しています。
----	--